政令

宮内庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年九月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十一号

宮内庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「三人」を「二人」に改める。

附　則

この政令は、令和五年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年九月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十八号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和六年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　鈴木　淳司
財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年九月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十八号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第一条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の三」を「第三条」に改める。

第二条の二第一項中「第九十七条の二第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同条第二項中「第九十七条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第二条の三を削る。

第三条中「及び経験」を削る。

第四条第一項中「経歴審査及び」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の考査」を「前項の考査」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条第一項中「毎年」を「一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定のそれぞれにつき、毎年」に改める。

第七条中「数は」の下に「、一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定に関する事務のそれぞれにつき」を加える。

第八条の三第一項中「三万円」を「一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定のそれぞれにつき、二万七千円」に改める。

第八条の五第二項中「第四条から第六条まで」を「第五条、第六条」に改め、「、第四条第二項中「建築行政又は確認検査の業務若しくは第二条の三各号に掲げる業務」とあるのは「法第六条の三第一項の構造計算適合性判定の業務又は第八条の四各号に掲げる業務」と、同条第三項中「第六条第一項の建築基準関係規定」とあるのは「第六条の三第一項に規定する特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準」と」を削り、「毎年」を「一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定のそれぞれにつき、毎年」に、「読み替える」を「、第七条中「数は、一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定に関する事務のそれぞれにつき」とあるのは「数は」と読み替える」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　構造計算適合判定資格者検定は、経歴審査及び考査によつて行う。

3　前項の経歴審査は、法第六条の三第一項の構造計算適合性判定の業務又は前条各号に掲げる業務に関する実務の経歴について行う。

4　第二項の考査は、法第六条の三第一項に規定する特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準に関する知識について行う。

第百三十六条の二の十九中「（法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「一万二千円」を「一万五千円」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第七十七条の六十六第二項において準用する法第七十七条の六十五の政令で定める手数料の額は、一万二千円とする。